

徳島県規則第47号

徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

徳島県公有財産取扱規則（昭和39年徳島県規則第25号）の一部を次のように改正する。
第68条第2項中「、徳島県地域連携事務所」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。